

①国名	Republic of Cote d'Ivoire (CI) (コートジボワール共和国)				
②名称	Ministry for Industry and the Promotion of the Private Sector / Ivorian Office of Intellectual Property (OIPI)				
③所在地	Immeuble de l'Industrie, Rue Lecoeur, Plateau, 01 BP 2337 Abidjan 01				
④連絡先	(電話) (225) 22 41 16 65 / 22 41 (FAX) (225) 22 41 11 81 /22 33 53 45 (E-mail) oipi@aviso.ci / ekrajacq@yahoo.fr (internet) <a href="http://www.oipi.ci">http://www.oipi.ci</a>				
⑤組織の長	Director General : Mr. Jacques Roger Claude EKRA				
⑥沿革	<p>(1) アフリカにおける旧フランス領植民地の12国(ブラザビル・グループ)は、アフリカ・マダガスカル同盟を結成している。この同盟国における工業所有権の分野についてリーブルビル協定が1962年9月13日に署名され、共同特許庁の設立並びに発明、意匠及び商標の保護のための共通な広域法の公布が取決められた。この協定は加盟12ヶ国で批准され、1964年1月1日に発効した。</p> <p>(2) この共同特許庁は、アフリカ・マダガスカル工業所有権庁(OAMPI)と呼ばれ、カメルーン共和国のヤウンデに開設された。</p> <p>(3) リーブルビル協定で規定された統一工業所有権法は、アフリカ・マダガスカル同盟国の全領域に共通な、共同特許庁への特許、意匠及び商標の出願の手法が定められている。</p> <p>(4) ブラザビル・グループは、1977年3月にバンギにおいて、アフリカ・マダガスカル工業所有権局設立に関する協定を改正する、アフリカ知的所有権機関の設立に関するバンギ協定が取決められた。尚、マダガスカルは1980年に上記協定を脱退し、リーブルビル協定の改正であるバンギ協定は、"Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)に改称され、1982年2月8日に発効した。</p> <p>(5) 特許協力条約(PCT)について1978年1月24日からカメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ、ガボン、セネガル及びトーゴの受理官庁としてのOAPIが開始された。</p> <p>(6) 1999年2月24日に改正法が施行された。加盟国は、ブルキナファソ、ベナン、コンゴ、中央アフリカ共和国、コートジボワール、カメルーン、コンゴ、ガボン、ギニア、赤道ギニア、ギニア・ビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャド及びトーゴの17国であった。</p> <p>(7) 2008年9月16日にハーグ協定(ジュネーブ・アクト)が発効した。</p> <p>(8) コモロ連合が、2013年5月25日にバンギ協定に加盟して、OAPIの第18番目の加盟国となった。</p> <p>(9) 2015年3月5日にマドリッド・プロトコールが発効した。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、原産地表示、集積回路配置権、新植物品種の保護、商号、著作権、不正競争防止法				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1974/5/1	1962/1/1			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1963/10/23			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
		1993/5/30	1993/5./30		
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
			1991/4/30		
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
			1995/1/1		

①国名	Republic of Cote d'Ivoire (CI) (コートジボワール共和国)					
①統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	479	612	549	516
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	22	16	13	1
		(内 PCTルート)	324	397	380	328
	実用新案	全数	15	18		
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	505	438	468	655
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	4	1	2	
	商標	全数	6,464	6,843	6,188	6,661
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	59	74	60	50
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	580	505	530	600
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	7	20	30	7
		(内 PCTルート)	442	363	399	422
	実用新案	全数	15	17		
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	477	432	215	347
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	5	1		2
商標	全数	6,800	7,117	4,674	6,006	
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)	67	74	61	65	
出典：WIPO IP Statistics (注) この統計数字は OAPI の統計数字と同じ。						
⑫ 組 織						
<p>&lt;組織図&gt; Ivorian Office of Intellectual Property (OIPI) は、Ministry for Industry and the Promotion of the Private Sector の下部組織である。</p> <p>OIPI の組織は、次の通り。</p> <p>(1)： une Direction Générale</p> <p>(2)： un assistant du Directeur Général et deux secrétaires de direction</p> <p>(3)： quatre Directions Départementales</p> <p>(4)： six Services</p>						

①国名	Republic of Cote d'Ivoire (CI) (コートジボワール共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。職務発明又は委託発明は、契約が無い場合、雇用者又は委託者(顧客)に発明は帰属し、従業者は相当の報酬を得る。 (付属文書1 特許 第9条, 第11条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。 (バンギ協定 第8条(3))
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (付属文書1 特許第8条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(付属文書1 特許第3条)
	⑩グレース・ピリオド	有。次のケースが規定されている。(付属文書1 特許第3条) (1) 出願人又は承継人に対する濫用による開示日から12月 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から12月
	⑪非特許対象	(1) 発見, 自然科学的理論及び数学的方法 (2) ビジネス, 純粋に精神活動又はゲームを行うための枠組, 原則又は方法 (3) 単なる情報の提示 (4) コンピュータ・プログラム (5) 専ら装飾的な性質の作品 (6) 文学的, 建築的及び美術的作品又は他の審美的創作物 (以上、付属文書1 特許 第1条) (7) 公序良俗に反する発明 (8) 人体又は動物の体の治療方法及び診断方法 (9) 動植物の品種、微生物学的方法を除く、品種を繁殖させるための本質的に生物学的方法 (以上、付属文書1 特許 第2条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。(付属文書1 特許 第23条) 非特許対象ではないこと、方式、新規性、進歩性、産業上の利用可能性
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月以内に公開される。 (付属文書1 特許第19条)。
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開から3月以内に、何人も、異議申立することができる。 (付属文書1 特許第20条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人又は公訴官は、無効の申立を各国裁判所に提訴することができる。 (付属文書1 特許 第46条)

①国名	Republic of Cote d' Ivoire (CI) (コートジボワール共和国)																																	
特許制度	⑱実施義務	有。出願後4年以内又は登録後3年以内の何れか遅い時点までに、OAPI加盟国の少なくとも1国において十分に実施されないときは、強制ライセンス付与の設定対象となる(付属文書1 特許 第49条)。																																
	⑲費用 単位 FCFA(フラン・シーファ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用] 2025年1月1日現在</p> <table border="0"> <tr><td>出願料</td><td>225,000 FCFA</td></tr> <tr><td>優先権主張(1件ごと)</td><td>75,000 FCFA</td></tr> <tr><td>公開手数料</td><td>365,000 FCFA</td></tr> <tr><td>審査請求料</td><td>250,000 FCFA</td></tr> <tr><td>公告手数料</td><td>200,000 FCFA</td></tr> <tr><td>公告料加算</td><td></td></tr> <tr><td>    11~20 頁</td><td>120,000 FCFA</td></tr> <tr><td>    21~30 頁</td><td>300,000 FCFA</td></tr> <tr><td>    31~40 頁</td><td>600,000 FCFA</td></tr> <tr><td>    それ以上の加算(10 頁ごと)</td><td>65,000 FCFA</td></tr> <tr><td>    10 項を超える加算(1 項ごと)</td><td>80,000 FCFA</td></tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用] 2025年1月1日現在</p> <table border="0"> <tr><td>年金</td><td></td></tr> <tr><td>    2- 5 年次</td><td>270,000 FCFA(毎年)</td></tr> <tr><td>    6-10 年次</td><td>400,000 FCFA(毎年)</td></tr> <tr><td>    11-15 年次</td><td>525,000 FCFA(毎年)</td></tr> <tr><td>    16-20 年次</td><td>675,000 FCFA(毎年)</td></tr> </table>	出願料	225,000 FCFA	優先権主張(1件ごと)	75,000 FCFA	公開手数料	365,000 FCFA	審査請求料	250,000 FCFA	公告手数料	200,000 FCFA	公告料加算		11~20 頁	120,000 FCFA	21~30 頁	300,000 FCFA	31~40 頁	600,000 FCFA	それ以上の加算(10 頁ごと)	65,000 FCFA	10 項を超える加算(1 項ごと)	80,000 FCFA	年金		2- 5 年次	270,000 FCFA(毎年)	6-10 年次	400,000 FCFA(毎年)	11-15 年次	525,000 FCFA(毎年)	16-20 年次	675,000 FCFA(毎年)
	出願料	225,000 FCFA																																
	優先権主張(1件ごと)	75,000 FCFA																																
公開手数料	365,000 FCFA																																	
審査請求料	250,000 FCFA																																	
公告手数料	200,000 FCFA																																	
公告料加算																																		
11~20 頁	120,000 FCFA																																	
21~30 頁	300,000 FCFA																																	
31~40 頁	600,000 FCFA																																	
それ以上の加算(10 頁ごと)	65,000 FCFA																																	
10 項を超える加算(1 項ごと)	80,000 FCFA																																	
年金																																		
2- 5 年次	270,000 FCFA(毎年)																																	
6-10 年次	400,000 FCFA(毎年)																																	
11-15 年次	525,000 FCFA(毎年)																																	
16-20 年次	675,000 FCFA(毎年)																																	
⑳料金減免措置の有無	無。																																	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。(コートジボワールにおける PCT 出願による特許は、OAPI 経由でのみ取得できる。)																																	

①国名	Republic of Cote d'Ivoire (CI) (コートジボワール共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	考案者及び承継人。 職務考案又は委託考案は、契約が無い場合、雇用者又は委託者(顧客)に考案は帰属し、従業者は相当の報酬を得る。 (付属文書2 実用新案 第7条, 第9条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。(バンギ協定第8条)
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (付属文書2 実用新案第6条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (付属文書2 実用新案第2条(1))
	⑩グレース・リフト	有。新規性喪失の例外は以下のとおり。 (1) 出願人又は承継人に対する権利の濫用による開示日から12月 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から12月 (付属文書2 実用新案 第2条)
	⑪不登録対象	(1) 発見, 自然科学的理論及び数学的方法 (2) 審美的創作物 (3) 精神的活動, ビジネスを行うための方法等, コンピュータ・プログラム (4) 情報の提示 (以上, 付属文書2 実用新案 第1条) (5) 公序良俗, 公衆衛生, 国家経済又は国防に反する考案 (以上, 付属文書2 実用新案 第4条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式, 不登録事由がないこと, 新規性, 進歩性及び産業上の利用可能性。(付属文書2 実用新案 第21条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月以内に公開される。 (付属文書1 実用新案 第17条)。
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開から3月以内に, 利害関係人はOAPIに異議申立することができる。(付属文書2 実用新案 第18条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが, 利害関係人又は公訴官は, 無効の申立を各国裁判所に提訴することができる。(付属文書2 実用新案 第52条)
	⑱実施義務	有。出願後4年以内又は登録後3年以内の何れか遅い時点までに, OAPI加盟国の少なくとも1国において十分に実施されないときは, 強制ライセンス付与の設定対象となる。(付属文書2 実用新案 第37条)。

①国名	Republic of Cote d'Ivoire (CI) (コートジボワール共和国)																							
実用新案 制度	⑱費用 単位 FCFA(フラン・シー ファ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用] 2025年1月1日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>出願料</td> <td>20,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td>優先権主張出願</td> <td>25,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td>公開手数料</td> <td>30,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td>審査請求料</td> <td>25,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td>公告手数料</td> <td>20,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td>公告料加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10頁以上の加算(10頁ごと)</td> <td>15,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td>10項を超える加算(1項ごと)</td> <td>45,000 FCFA</td> </tr> </table> <p>[実用新案権維持に掛かる費用] 2025年1月1日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>年金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-5年次</td> <td>20,000 FCFA(毎年)</td> </tr> <tr> <td>6-10年次</td> <td>35,000 FCFA(毎年)</td> </tr> </table>	出願料	20,000 FCFA	優先権主張出願	25,000 FCFA	公開手数料	30,000 FCFA	審査請求料	25,000 FCFA	公告手数料	20,000 FCFA	公告料加算		10頁以上の加算(10頁ごと)	15,000 FCFA	10項を超える加算(1項ごと)	45,000 FCFA	年金		2-5年次	20,000 FCFA(毎年)	6-10年次	35,000 FCFA(毎年)
出願料	20,000 FCFA																							
優先権主張出願	25,000 FCFA																							
公開手数料	30,000 FCFA																							
審査請求料	25,000 FCFA																							
公告手数料	20,000 FCFA																							
公告料加算																								
10頁以上の加算(10頁ごと)	15,000 FCFA																							
10項を超える加算(1項ごと)	45,000 FCFA																							
年金																								
2-5年次	20,000 FCFA(毎年)																							
6-10年次	35,000 FCFA(毎年)																							
	⑳料金減免措置の有無	無。																						
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																						

①国名	Republic of Cote d'Ivoire (CI) (コートジボワール共和国)		
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)	
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ	
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)	
	⑤出願人資格	創作者及び承継人。職務上又は委託上なされた意匠は、特段の契約が無い場合、雇用者又は委託者(顧客)に帰属し、従業者は相当の報酬を得る。(付属文書4 意匠 第3条、第6条)	
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。(バンギ協定第8条)	
	⑦出願言語	フランス語、英語	
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ2回延長できる。(最長15年) (付属文書4 意匠 第19条)	
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(付属文書4 意匠 第2条)	
	⑩グレース・リオト*	有。次の事項から先立つ12月は新規性を考慮しない。 (1) 出願人又は承継人に対してなされた明らかな違反 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示 (付属文書4 意匠 第2条)	
	⑪不登録対象	(1) 意匠ではないもの (付属文書4 意匠 第2条) (2) 公序良俗に反する意匠 (3) 特許可能な発明とも解される意匠	
	⑫実体審査の有無	無。審査は、方式要件についてのみ行われる。 (付属文書4 意匠 第16条)	
	⑬審査請求制度の有無	無。	
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
	⑮部分意匠制度の有無	有。(付属文書4 意匠 第3条)	
	⑯関連意匠制度の有無	無。ただし、同一区分であれば1出願に100意匠を含むことができる。(付属文書4 意匠 第8条)	
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (付属文書4 意匠 第11条(c))	
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (付属文書4 意匠 第8条)	
	⑲出願公開制度の有無	有。(付属文書4 意匠 第12条)	
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願時に申請すれば出願日(優先日)から12月を超えない期間で公開を延期できる。(付属文書4 意匠 第8条(4))	
	㉑異議申立制度の有無	有。出願の公開から3月以内に、何人も、OAPIに異議申立することができる。(付属文書4 意匠 第13条)。	
	㉒無効審判制度	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は利害関係人又は公訴官が各国裁判所に提訴することができる。(付属文書4 意匠 第31条)	
	㉓登録表示義務	無。	
	㉔費用単位 FCFA(フラン・シエファ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 50,000 FCFA [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 115,000 FCFA	
	㉕料金減免措置の有無	無。	

①国名	Republic of Cote d'Ivoire (CI) (コートジボワール共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、原産地表示、商号、不正競争
	⑥商標の種類	商品・役務が他人と識別可能な可視的又は聴覚的な標識。 具体的には、語句；自体又は識別力を有する形態の氏；特別な、恣意的な又は架空の称号；図形；形状及び色彩の配置，組み合わせ又は濃淡；音声及び音楽の聴覚的標識，視聴覚的標識，連続標識 (付属文書3 商標 第2条)
	⑦出願人資格	商標を使用する者(自然人、法人)。 (付属文書3 商標 第8条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (付属文書4 商標 第5条(3))
	⑨本国登録要件	無。(付属文書4 商標 第8条)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。 (バンギ協定第8条)
	⑪出願言語	フランス語、英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日又は優先日から10年。10年ごとに更新できる。 (付属文書3 商標 第22条)
	⑬グレース・リオト	無。
	⑭不登録対象	(1) 公序良俗に反する標章 (2) パリ条約第6条で登録を排除されている標章 (3) 識別性がなく、特に製品の必須的又は共通的な名称あるいは構造からなる標章 (4) 公衆を欺瞞するおそれがある要素を含む標章 (付属文書3 商標 第3条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。パリ条約第6条(2)及びTRIPS協定第16条(2)及び(3)の規定の下で「周知商標」として保護される商標は保護される。 (付属文書3 商標 第5条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。ただし、商品と役務とを1つの出願で行うことは認められず、これらは別々の出願としなければならない。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	無。審査は、方式要件についてのみ行われる。 (付属文書4 商標 第14条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	有。(付属文書3 商標 第14条)。
	㉒異議申立制度の有無	有。出願の公開から3月以内に、何人も、OAPIに異議申立することができる。 (付属文書3 商標 第15条)

①国名	Republic of Cote d'Ivoire (CI) (コートジボワール共和国)									
商標制度	②無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係者又は公訴官は商標の無効を各国裁判所に提訴することができる (付属文書4 商標 第28条)。								
	④不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用については、不使用取消を各国裁判所に請求することができる。(付属文書4 商標 第23条)								
	⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) (付属文書3 商標 第10条)								
	⑥図形要素の分類	無。								
	⑦譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡を伴うことなしに譲渡できる。 (付属文書4 商標 第30条)								
	⑧費用単位 FCFA(フラン・シ ーファ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="0" data-bbox="528 674 1153 745"> <tr> <td>出願料</td> <td>360,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td>追加(1区分あたり)</td> <td>75,000 FCFA</td> </tr> </table> <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <table border="0" data-bbox="528 819 1153 891"> <tr> <td>存続期間更新料</td> <td>500,000 FCFA</td> </tr> <tr> <td>追加(1区分あたり)</td> <td>100,000 FCFA</td> </tr> </table>	出願料	360,000 FCFA	追加(1区分あたり)	75,000 FCFA	存続期間更新料	500,000 FCFA	追加(1区分あたり)	100,000 FCFA
	出願料	360,000 FCFA								
追加(1区分あたり)	75,000 FCFA									
存続期間更新料	500,000 FCFA									
追加(1区分あたり)	100,000 FCFA									
⑨料金減免措置の有無	無。									